

平成29年3月6日

平成28年度定期監査の結果について

串本町監査委員 佐藤 優
串本町監査委員 鈴木 幸夫

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成28年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成28年度定期監査結果報告書

1 監査の実施年月日および監査対象

平成29年2月20日	税務課、総務課、住民課、こども未来課、江田送水管施設、和深保育所、和深総合センター
平成29年2月21日	企画課、産業課、福祉課、消防署、橋杭小学校、串本中学校、出雲小学校
平成29年2月22日	建設課、水道課、議会事務局、教育課、田原消防分団、古座消防分団、西向消防分団、くしもと町立病院

2 監査した事項、監査の方法

上記各施設・部署において、予算の執行や備品管理・財産管理などが適切に行われているか、また経営に関する事務が適切に執行されているか、下記証憑書類をもとに監査を行った。

各部署の長から説明を受け書類の確認を行ったほか、各施設を抽出により訪問、備品の管理状況の確認を行った。

保育所	予算差引簿、備品台帳、切手受払簿
小中学校	予算執行状況表、予算差引簿、備品台帳、切手受払簿 就学援助費支給状況
病院	予算執行状況、資産台帳、切手受払簿、未収金収納状況
消防署・消防団	予算執行状況、備品台帳、器具の手入れ状況
役場各課等	予算執行状況、税・使用料の収納状況、貸付金の償還状況、 備品台帳、切手受払簿

3 監査の結果

(1) 総評

帳簿・書類の照合、検査を行ったところ、概ね良好な予算執行及び事務処理が行われていると認められた。

指摘事項については下記のとおりであるが、事務処理上の軽易な事項についてはその都度口頭で指導し、改善を要請した。なお、軽易な事項以外に特に指摘が無かった部署については、本報告書への掲載を省略した。

(2) 指摘事項

(ア) 備品台帳の整備について

備品台帳は概ね適切に整備されているが、当年度新たに取得した備品の計上漏れがないよう引き続き正確な台帳管理に努められたい。

(イ) 備品の取扱いについて

備品の取扱いについては前年度も指摘した事項であるが、串本町備品管理規程第2条において、備品の範囲は「1個又は1組の取得価格が10万円を超えるもの」又は「耐用年数が2年以上のもの」のいずれかに該当するものと定められている。このことにより少額で取得した物品が含まれ登載件数が非常に多くなっている備品台帳が見受けられる。事務の簡素化の観点から、他市町村の備品管理方法を研究するとともに規程の変更を含め実情に合った備品管理のあり方を、今後も引き続き検討されたい。